山口県告示第二百十一号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年五月十五日

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、

土地

公告

П

Щ

教委公告

平成二十二年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

土地改良区役員の届出 (農村整備課)..... 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業経営課)..... 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定

報

道路の位置の指定 (建築指導課)

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課).......

目

次

5月15日

山口県告示第二百十二号 建築基準法(昭和二十五年法律第二 百 号)

平成 認 可 年 五 月 日

土地改良区の名称

### (金曜日)

平成 21 年 山口市小鯖土地改良区

の位置を次のとおり指定した。 第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十一年五月十五日

その関係図面は、

周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

山口県知事

井

関

成

下松市生野屋西四丁目一一一〇の七 名 及 び 番 地 (メートル) 員 兀 Ċ 延 (メー 兀 ル長 七 (平方メートル)る土地の面積 道路の敷地とな 二0七・一 |

地

## 山口県告示第二百十三号

する告示 (平成二十一年山口県告示第五十七号)の一部を次のように改正する。 競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

平成二十一年五月十五日

 $\overline{\circ}$ 

兀

山口県知事 井 関 成

校ネットワーク用端末機器」を「県立学校コンピュータ教室用機器」に改める。 二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「県立学校コンピュー 夕教室用機器 県立学

(一六四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 次の

成

山口県知事

\_ 井

関

おいて公衆の縦覧に供します。 から同年九月十五日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年五月十五日 大規模小売店舗の名称及び所在地 平成二十一年五月十五日 山口市大内御堀ーー六八の 明屋書店MEGA大内御堀店 山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課に 山口県知事 = 井

関

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

愛媛県松山市湊町四丁目一の一九

安藤

大三

代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏 住 代表者の氏名

愛媛県松山市湊町四丁目一の一九

安藤

大規模小売店舗の新設をする日 平成二十一年十二月二十一日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃棄物等の保管施設の容量

称

開店時刻

午前八時

閉店時刻

分午後一○時三○

成 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二箇所 午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十一年四月二十日

(一六五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

|十年十二月二十六日山口県公告 (四八〇) に係る大規模小売店舗について次のとおり 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

山口市から意見を聴きました。

部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十一年五月十五日から同年六月十五日までの間、

山口県商工労働

平成二十一年五月十五日

山口県知事

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス山口大内店

所在地 山口市大内矢田三四五の

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(一六六) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

ıΣ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定によ 農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。

平成二十一年五月十五日

山口県知事 \_ 井 関 成

山口市葵二丁目五番六九号 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称

\_

 $(\Box)$ 

 $(\Xi)$ 

駐車場の自動車の出入口の数

午前七時三十分から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

		平	成2	21年	E 5	月1	5 E	1	金曜	目			Щ			П			県		報		(	定	期〕	)		角	育 2	056	) 두	<del>1</del>	
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	下関市吉見土地改良区	土地改良区の名称	一 就任した役員		平成二十一年五月十五日	改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。	土地改良法 (昭和二十	(一六七)土地改良区の役員の氏名及び住所の届出			四 研修等事業	三 農業生産法人出資育成事業	二 農地信託等事業	<ul><li>農地売買等事業</li></ul>	二 農地保有合理化事業の種類	財団法人やまぐち農林振興公社
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	監理 事事 の 別			五日	員の氏名及び	四年法律第四	役員の氏名				育成事業			の種類	林振興公社
		安 村	山本	安田	井村	安本	山本	吉村	林	倉重	重富	長岡	本木	工藤	倉重	岡崎	福本	山本	氏				ひ住所	白九十	及び住								
		正昭	吟市	和実	成信	勝	弘司	弘	孝	憲治	清元	明 敏	俊行	清美	一男	茂生	武文	令誠	名				の届出	五号)	所の雇	)							
		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	下関	住		出		があり	第十八	出	l							
		" 一九〇の二	大字吉見上九六九	吉見本町二丁目二番一五号	" 一七五九	大字吉見下一七四八	吉見里町一丁目一番一七号	"八番一五号	吉見里町二丁目五番一九号	" 二 九六	" ====================================	" 二二 九	"	// 二 二 八	大字吉見下二二九〇	大字吉見上五三七	大字吉見下二二九四	(市大字吉見上一二八七	所		山口県知事 二井関成		<b>)ました。</b>	土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、土地									
	"	"	"	,,	"	'''	"	"	, ,,	"	"	"	"	"	,,	"	7 関本哲見土地改良区	下関市安岡土地改良区	土地改良区の名称	二 退任した役員	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	"	"	"	"	"	下関市王司土地改良区	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	, ,	_	事	上	"		"	"	"	"	理	"	"	"	監	"	"
	野村	藤井		安日田	表标	k 安 本	芸富	i 市	京森	本	こ 津	金田田	藤永	倉		引 福 5 本	晶 山 云 才	事 」 点 見 え			上村	事 : 弘 中	迫田	田中	熊野	石津	事中森	飯田	福富	金田	事森川	西本	安田
	村博視			_			宏								_				. 名			. +	出正樹	甲節男	野 雅治	津 芳文		<u></u>	富 範子	田敏男	川和雄	<b>平</b> 公久	出 耕治
	視	則	」和	) 実	i 之					: 行	"美"	" 治	"	・男	; 生				Ž		<b>克</b>	ī <u> </u>	樹	男	治 "	文 "	望 "	人 "	子 "	男	雄 "	久 "	治 "
Ξ	" 	ш С	字吉見上一	吉見本町二丁目二番一五号	" - +		字言 見下	さ見里町二丁目四番が号		<u> </u>	" - 二 八四	// 三 八 八	" = 九	大字吉見下二二九〇	大字吉見上王三七	大字吉見下二二十四	大字 吉見 トー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,「ここでは、これでは、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に	住 所 所		大字員光王三〇	員光町二丁目一番一九号	// 三 〇 八	大字員光一七七五	" 九二五	大字山田一七九	王司神田三丁目五番四号	// 三 八	"二二九七	大字吉見下二一七七	永田本町二丁目一番二八号	大字吉見下一一五	" 二 六

| 選考区分、校種等、教科(科目等)及び採用見込者数 公 区選 分考 平成二十二年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。 則(平成三年山口県教育委員会規則第三号)第一条に規定する教員をいう。)として とおりです。 ものです。 の採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施する 下関市王司土地改良区 目的 選考区分並びに試験を行う校種等、教科(科目等)及び採用見込者数は、 この試験は、平成二十二年度における教員 ( 山口県公立学校教員の採用に関する規 平成二十一年五月十五日 平成二十二年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施 校 種 等 理 11 事 宮田 三原 張光 教 芳彦 正生 貢義 敏子 公久 直樹 康男 安信 望 科(科目等) Щ 王司神田四丁目一一番二〇号 大字吉見下一一五 王司神田三丁目五番四号 大字吉見下二一六八 永田本町二丁目一番二八号 大字山田四一一 大字員光一九六二の三 赤池町八番一八号 大字員光一三二六の一 県 四八二 教 二八〇 育 採用見込者数 委 員 次の表の 会

	考特社 別会 選人				_		般	選	考
高	中	小	養	特別	特別	特別	高	中	小
等	学	学	護	支 援 学	支 援 学	支 援 学	等	学	学
学	,	,	教	校高	校中	校 小	学	,	
校	校	校	諭	等 部	学 部	学 部	校	校	校
一般選	一般選			高等学校に準ずる。	中学校に準ずる。		系 外 国	体国 育語	
般選考に準ずる。	般選考に準ずる。			校に準づ	準ず		字( 地 工英生理 業語物歴	技社 術会	
す る。	<sub>ව</sub> බ			す る。	් ද		糸のサーク	家数 庭学	
							土木建築系) 商業家庭 工業(機械系 無人 保健体育 芸術(美術) 保健体育 芸術(美術)	外理 国科	
							梁上育 系業 数 )(芸学	外国語 (英語)	
							機術 商械 <u>(</u> 理	語美	
							業系美科 術( 電)物 気 理		
若干人	若干人	若干人	八人		_		_	人 そ人 国人保度語句	四 七 ト度理程数十 十
人	人	人	. 人程度	人程度	人程度	人程度	二十年 程そへで度れ電業生理度語外れ体質語度数元 度れ科の ぞ気(物科 ) 国四百音及 ぞ目他 れ系機 (	に対しています。 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	<ul><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大田</li><li>大</li></ul>

	し対害 た象者	休	考特科・看 別教理護	選術 考特 別	ツス ・ポ
	選とを	障	別教理護選諭療科		芸Ĭ
の高等部を含む。)高等学校(特別支援学校	中学部を含む。)中学校(特別支援学校の	小学部を含む。) 小学校(特別支援学校の	特別支援学校高等部	高等学校	中学校
一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	理療	(保健体育 芸術 (美術 )	() 音楽 美術 保健体育
	若干人		一人程度	若干人	若干人

注 校及び高等学校との人事交流は行いません。 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、 中学

### 一般選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 次のいずれかに該当する者
- (2)昭和四十五年四月二日)以降に生まれた者 昭和五十年四月二日(高等学校の工業及び商業の教科の志願者にあっては、
- (任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。) 平成二十一年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合 昭和四十年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学 中学校、 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員
- (3) 等の教科 (科目等)を志願する場合に限る。 格者のうち総合成績がAであるもの (平成二十一年度と同一の選考区分の校種 以下「特例志願者」という。)
- 有する者となる見込みの者 の普通免許状を有する者又は平成二十二年三月三十一日までに当該普通免許状を 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法 (昭 教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号) に基づき授与された各相当
- 3 和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律 こととされる準禁治産者のいずれにも該当しない者 (平成十一年法律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例による
- 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあっては、教育職員免許法

許状を有する者又は平成二十二年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者 となる見込みの者 に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免

### 社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者
- 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
- 一の2及び3に掲げる者

## スポーツ・芸術特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 次のいずれかに該当する者
- 定の期間維持した者 (団体で競技する種目にあっては、 ポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一 会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のス オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技 正選手であった者に限
- (2)めた者又は全国的なコンクール、 芸術の分野における国際的なコンクール、 展覧会等において極めて優秀な成績を収めた 展覧会等において優秀な成績を収
- 昭和五十年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者
- 3 一の2及び3に掲げる者
- 看護科・理療科教諭特別選考

(四)

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 次のいずれかに該当する者

一の2に掲げる者

- (2)あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として五年以上の実務経験を有 あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゅう師免許証を有し、
- 2 次のいずれかに該当する者
- 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者
- (2)(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。 昭和四十年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学 中学校、 高等学校、 中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員
- 一の3に掲げる者

3

 $(\overline{H})$ 身体障害者を対象とした選考 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。 身体障害者手帳の交付を受けている者 一に掲げる者 職務の遂行について介護を要しない者

묵

2056

第

兀 受付の期間等

合は、 土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場 平成二十一年五月十五日 (金曜日)から同年六月五日 (金曜日)まで (日曜日及び 六月五日までの消印のあるものに限ります。

 $(\vec{\mathcal{N}})$ 

区分、校種等及び教科名を朱書し、 なお、 郵送の場合は、 封筒の表に「教員志願書類在中」 平成二十一年六月一日以降は、 の表示並びに試験地、 すべて速達として 選考

五 ください。 志願手続

志願者は、

次に掲げる書類等を、

山口県教育庁教職員課 ( 山口市滝町

一番

号

(郵

便番号七五三-八五〇一))に提出してください る書類の写しの提出者は、 ただし、心に掲げる書類のうち、合格を証明できる書類の写し又は成績を証明でき 第一次試験の初日に心に掲げる書類の原本を持参してくだ

ください。 なお、 から迅までに掲げる書類は、 山口県教育委員会が作成した用紙を使用して

教員採用志願書

受験票

自己推薦票 志願登録票

社会人、スポーツ・芸術、 看護科・理療科教諭特別選考志願者申告票

(六) (五) (四) び非常勤である者を除く。)にあっては、その所属する学校の校長が発行する在職 現に国公立学校又は私立学校に在職している教員 (任期を定めて任用される者及

Ų (以下「特定資格保有者」という。) 中学校及び高等学校の外国語 (英語) それぞれ同表の下欄に定める書類 にあっては、 の志願者のうち次の表の上欄に掲げるもの 同表の上欄に掲げる区分に応

区
分
書
類

得した者と、インターネット版のものにあっては九十七点以上)を取上、インターネット版のものにあっては二百四十三点以点以上(コンピュータ版のものにあっては二百四十三点以国際教育交換協議会が実施するT〇EFLにおいて五百九十 〇EICにおいて八百六十点以上を取得した者財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するT 合格者財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定一級 証明できる書類の写し書 (開封無効) 又は合同協会の発行する合格 し 成績を証明できる書類の写 しん績を証明できる書類の写 格証 を明

用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。 面並びに当該成績を確認することができる書類の写し (当該書面及び書類の写しの ンクール等の正式名称、 スポーツ・芸術特別選考の志願者にあっては、 主催者、 開催の年月日、 開催の場所及び成績を記載した書 競技歴並びに入賞した競技会、 コ

身体障害者を対象とした選考の志願者にあっては、 身体障害者手帳の写し

(九)

インターネットを利用する方法による志願手続

利用する方法により志願することができます。 一般選考の志願者(五の穴及び心に規定する者を除く。 は インター ネットを

平成二十一年五月十五日 (金曜日) 午前九時から同月二十九日

志願の受付の期間

七 時まで 志願上の留意点

(金曜日)

午後五

受験票は、 七月上旬に送付します。

志願書類等が不備であるものは、

受理しません。

できます。 志願は、二の表に掲げる校種等の教科 (科目等) のいずれか一に限りすることが

以上の校種等を志願することができます ただし、スポーツ・芸術特別選考の志願者は、 同一の教科(科目等)について二

(五) (四) 志願書類受付後の選考区分、 校種等及び試験地の変更は、 認めませ

車いすの使用、 点字による受験等を希望する場合は、 出願前に連絡してくださ

八 志願書類の請求

場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書し、 チメートル以上のもの) を必ず同封してください。 先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、 志願に必要な書類は、 六十円分の切手を割増郵送料として追加してください。 山口県教育庁教職員課に請求してください。 同時に 百四十円分の切手をはったあて |部請求する場合にあって 郵便で請求する 横二十四セン

九 受験資格等の確認に必要な書類の提出

報

日) に提出してください。 次に掲げる書類等を第一次試験の初日(特例志願者にあっては、 第二次試験の初

等)を表に明記した封筒に入れて提出してください。 なお、二から出までに掲げる書類等は、 試験地、選考区分、 校種等及び教科 (科目

- 業した大学の単位修得証明書) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明 (聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあっては、受講証明書及び卒
- るものについては、そのうち最も上位であるものに限る。) の写し又は免許状取得 □に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状 (校種等及び教科が同一であ
- 当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した 卒業した大学の成績証明書、 び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあっては 者にあっては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書(開封無効)(大学院等の修了者及 教員養成機関の卒業者及び卒業見込みの者にあっては
- 司書教諭の講習を修了した者にあっては、修了証書の写し
- (五) 者を除く。) にあっては成績を証明できる書類の写し あっては六十一点以上)を取得した者及び財団法人国際ビジネスコミュニケーショ 明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百点以 有者を除く。) にあっては同協会の発行する合格証明書 (開封無効) 又は合格を証 上 ( コンピュー 夕版のものにあっては百七十三点以上、インターネット版のものに ン協会が実施するTOEICにおいて六百五十点以上を取得した者(特定資格保有 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定二級合格者(特定資格保
- 試験の期日及び会場 摩マッサージ指圧師免許証の写し、 看護科・理療科教諭特別選考の志願者にあっては、看護師免許証の写し又はあん はり師免許証の写し及びきゅう師免許証の写し

区分

期

日

区選 分考

校種等(教科)

슾

場

所

在

地

体障害者を象とした選考

の 中 (一般選考に準ず校

一般選考に準ず

試第 験二 次					ļ	試第 験一 次						
、び(八平 日同土月成 閏月曜二二 日三日十十 日及日年 日本十十					(月曜日) (月曜日) (日曜日)	同(土曜日)、日(土曜日)、日(土曜日)、日(七年日)、日(日)、日(日)	平成二十一年					
山口県	県神     山       奈     口       川     県											
	一般選考	看護科・理療科 教 諭 特 別 選 考			、特別選考		_	般		選	考	身対
雙等 学学 対学	業 商業 (数学 理科 (数学 理科 工 (数学 理科) 校	度 プラー 送 体 プラブ 選ュ 選字 学科 ディン 理学 学							中 学 校	家庭) 家庭) 芸術高 等 学 校	考 庭健体育 技術 技術 家 大校 家	小 学 交
等学校山口県立防府高	パスー ザキャン 國學院大学たま		央高等学校 校口口中					等学校山口県立西京高			等 学 杉	山口県立山口高
一号 防府市岡村町二番	二二番一号二二番一号相奈川県横浜市青		一号市宮島町六番					○の一 川二五八			力 翟 一 号	山口市糸米一丁目

- 注 特例志願者に対しては、 第一次試験を免除します。
- 受験することになります 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、 高等部は高等学校の試験地でそれぞれ
- 3 験について、山口県又は神奈川県のいずれかの試験地を選ぶことができます。 中学校 (数学 理科) 及び高等学校 (数学 理科 工業 商業) の志願者は、

第 2056 号 1

試験の実施事項及び日程

### 第一次試験

# 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選	の都道府県において一般選考に相当する選者	に他	注 1 現
4 育力明三十分から4 後丑明まで	体育実技 (小学校の志願者)	実技	月明日
上前 ひ寺三上 さから上巻 ユ寺長で	音楽実技 (小学校の志願者)	試験	
分まで	付	受	之 二 二
	養護に関する実技 ( 養護教諭の志願者 )	実	
分まで	英語スピーキング (校の英語の志願者)	技	
午前九時四十分から午後五時三十	体育実技 (中学校及び高等学校の保健)	試	月 日曜日)
	音楽実技 (中学校の音楽の志願者)	験	年七月十九一
分まで午前九時四十分から午後五時三十	個人面接 [(志願者全員)		ア <u>関</u>  -  -
午前九時から午前九時三十分まで	特別支援教育専門 (等部の志願者 )特別支援教育専門 (特別支援学校小学)	筆記試験	
分まで午後二時二十分から午後二時五十	英語リスニング (の英語の志願者)	実	
	家庭実技 (の志願者)	技	
まで「午後二時十分から午後五時二十分」	技術実技 (中学校の技術の志願者)	試	
	美術実技 (の志願者)	験	
まで午後零時二十分から午後二時十分	その他の志願者		
分まで午後零時二十分から午後零時四十	特 定 資 格 保 有 者		] = = =
分まで午後零時二十分から午後一時	く。)並びに養護教諭の志願者等学校の保健体育、芸術及び外国等学校の保健体育、芸術及び外国技術、家庭及び外国語の志願者で除く。)、高東(特定資格保有者を除く。)、高東(特派、家庭及び外国語の志願者)中学校の音楽、美術、保健体育、	筆記試	3年平 七成 七月二 曜十十 11八一
午後零時二十分から午後二時まで	小学校の志願者	験	
分まで ・ 分から午前十一時十	教職專門		
午前十時から午前十時十分まで	連絡	諸	
午前九時から午前十時まで	付	受	
日程	実 施 事 項		期日

分まで午前九時四十分から午後五時三十	分まで時四十	В	験	試	接	面	日(日曜日)
	分まで	А	験	試	接	面	旦(土曜日)
午前十時五十分から午後五時二十一	午前十時五十	付				受	手平 七成 月二 十十
程	日		項	事	実施		期日
社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考	看護科・理	選考及び	新特別	ハーツ・世	選考、スポ	会人特別	2 社
になります。	高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。	れぞれ受	学校でそ	等部は高等	T学校、高	中学部は中学校、	校、
中学部及び高等部の志願者の教科専門及び実技は、小学部は小学	教科専門及び	)志願者の	高等部の	中学部及び		特別支援学校小学部、	3 特
え除します。	教科専門に係る筆記試験の一部を免除します。	ふる筆記試	専門に係		特定資格保有者に対しては、	定資格保有	2 特
	除します。	記試験を免	係る筆記	教職専門に係る筆記試験を免除します。		を除く。)に対しては、	を除
校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者	て任用される	期を定め	教員 (任	職している	仮学校に在 に	は特別支援	校又
高等学校、中等教育学	考に相当する選考区分により採用されて国公立の小学校、中学校、	立の小学	れて国公	より採用さ	選考区分に	相当する盟	考に

### 第二次試験

日(日曜日)			九日(土曜年八月二十	平 成 十 一		期日
面接	面接	小	適	諸	受	
個	集					実
人	寸	論	性	連		施
面		pm)		进		事
接	面		検			項
П	接	文	查	絡	付	
分まで午前九時三十分	分まで時一時一	分まで 午前十時十五分から午前十一	午前九時十分か	分まで午前八時五十五年	午前八時から午	日
で、九時三十分から午後五時二十	一十分から午後五時二	から午前十一時五	前九時十分から午前十時まで	まで	八時から午前八時五十分まで	程

# 十二 試験の内容並びに評価及び選考の方法

試験の項目及び評価の視点

## 第一次試験 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

(1)

_		
	 験	
	教	試
		験
	職	の
	専	項
	門	目
	接教育、一般教養, 建筑教育法規、教育法規、教育原理、学習指導、生活	内
	及び特別支 提事、人 財力 対方	容
	する知識	評
	及て び必 理要	価
	解教職	の
	専門	視
_	分野に関	点

平成2	1年5月15	5日 金曜	日	Щ	П	県	報	(定	期)	ĝ	育 205	6 号	
	実		技	試		験			筆		記	試	
志部びへ英 願及に中語	志部び(英 願及に中語 者び特学リ	志部びへ家 願及に中庭	願学(技 者校中術)中学実	志部びへ美 願及に中術 者び特学実	願学(音 者校中楽 )中学実	学()音校小楽	育部び(体 の及に中育 志び特学実	学(体校小育	部部(特) (特別	教和		等) 専	
(では、)	者) 「特別支援学校中学学校、高等学校並	者) 「特別支援学校中学学校、高等学校並に実技	I) 学校及び特別支援 学校及び特別支援	者) 特別支援学校中学学校、高等学校並	1) 学校及び特別支援学校及び特別支援実技	(小学部の志願者) 学校及び特別支援(実技	お願者) でいる (できない) お願者) でいる (できる) でいる (できる) できる	(小学部の志願者) 学校及び特別支援 に実技	中学部及び高等 別支援学校小学 定援教育専門	養 護 教 諭	支援学校高等部 高等学校及び特別	援学校中学部中学校及び特別支	援学校小学部小学校及び特別支
集団討論当日指定する議題についての	リスニングテスト	被服製作及び調理実習	設計、加工及び組立て当日指定する簡単な日用品の	ついての説明画、彫刻等の制作及び作品に当日指定する題材に基づく絵	を歌いながらの指揮を歌いながらの指揮したものにピアノの伴ら指定したものにピアノの伴ら指定してものにピアノの伴うをでいます。	任意のピアノ曲の演奏単な伴奏をつけての歌唱及び任意の小学校の歌唱教材に簡	ちー種目 ハードル走 バマット運動 ハードル・サッカー又はバマット運動 ハードルを フィット運動 ハードル走 バマット運動 ハードル バーマット運動 カーギル アット運動 カーギル アット アルカー アードル アット アードル アードル アット アードル カードル アードル アードル アードル アードル アードル アードル アードル ア	つくり運動動器械運動	揺	養護教諭の職務 養学 精神保健 学校保健 衛生学 解剖学・生理学 栄	一の教科及び科目等志願する教科及び科目等と同	志願する教科と同一の教科	活。図画工作、家庭、国語、社会、算数、理科、生
術力 精極性、発言の内容、表現力及び技	要旨を書き取る能力及び当該発言の要旨を聴き取る能力及び当該	度質並びに製作又は調理に取り組む態質並びに製作又は調理に取り組む態基礎的な知識及び技能、完成品の品	度で、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	点の理解 力、安全への配慮及び指導上の留主題の適切な設定、発想力、表	並びに指導力歌唱及び演奏に関する技能、表現力	並びに指導力歌唱及び演奏に関する技能、表現力	取り が り は 対 は し に し に し の 内 の 内 の 内 の 内 の の 内 の の 内 の の 内 の の の の の の の の の の の の の	取り組む態度及び技能の習得の状況並びに運動にて、児童を指導する上で必要な知識試験の内容のそれぞれの項目につい	門的知識及び理解特別支援学校の教員として必要な専		び理解	教科等の指導に必要な専門的知識及	
	1												

(2) 社会人特別選者	人面接Ⅰ	(養護教諭の志願者)
5、スポーツ・芸術特別選考	個人面接	な実技 救急法等養護教諭として必要
及び看護科・理療科教諭特別選考	人権意識、倫理観等表現力、判断力、積極性、人間性、	観察、診断、救急処置等の技能疾患等に関する専門的知識に基づく

個

第一	
次試験	

2

面

接

試

験

В

1人面接

人権意識、倫理観等表現力、判断力、積極性、

人間性、

する熱意

・教員としての適性及び教育に関連性

面

接

試

験

Α

述試験 びかり はいました はいません (科目等) 専門試験の が教科 (科目等) 専門試験の教職専門試験の試験の項目及

試

験

の 項

目

内

容

評

価

の

視

点

小	集	個	
論	団	人	試
		面	験
	面	接	の
		П	項
文	接	· 等	目
	模	 個	
小論 文		人面接及び適性	内
		検査	容
し協表 て調現 の性、 適			評
性教判 等育断			価
7. 積極性、指			Ø
			視
	点		

### 選考の方法

評価の方法

れぞれの成績の上位からS、A、 各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとにそ Ŗ ○及び□の五段階に区分して評価します。

各試験の項目の評価の結果 (第二次試験にあっては、第一次試験の選考の結果及

出願時の提出書類等

## 第一次試験の合格者の発表日等

を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。 び第二次試験における各試験の項目の評価の結果)に基づき、

県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で 結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、 平成二十一年八月十七日 (月曜日) とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口 B Ç D

П

報

2056 号

þ

十四四 採用候補者名簿への登載等

及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位か

c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知しま

県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。 年十月一日 (木曜日) 午前九時に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を山口 第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載し、平成二十一

また、第二次試験の受験者全員に文書で登載の有無を通知します。

- b及び c の三段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。 した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B及びCの三段階に区分
- の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。 年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験 (平成二十二年度と同 第二次試験の不合格者のうち、総合成績がAであるものに対しては、平成二十三
- うち、次のいずれにも該当するものに対しては、平成二十四年度山口県公立学校教 員採用候補者試験の第一次試験 (平成二十二年度と同一の選考区分の校種等の教科 (科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。 採用候補者名簿に登載された者で大学院へ進学するために採用を辞退したものの
- 平成二十四年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 専修免許状を有する者となる見込みの者 平成二十四年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の
- (五) に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力 合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。 に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十二年三月三十一日まで に当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科

Щ

- できない場合は、 2又は4の普通免許状を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得が 採用候補者名簿に登載された者のうち平成二十二年三月三十一日までに三の○の 採用候補者名簿から抹消します
- 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。
- 用します。 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採

十 五

| 年五月十五日発行| 発発 行行 人所 山山  $\Box_{\Box}$ 知県

事庁

Ιţ

原則として一月当たり次の表のとお

給料(義務教育等教員特別手当を含む。

平平 成成

 $\overline{+}\overline{+}$ 

等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。 り支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、 通勤手当、 期末手当、 勤勉手当

特別支援学校	高中小 等 学学 学 校校校	校 種 資 格
三〇二、二四六円 二五三、	二八〇、〇四六円	る者 博士の学位を有す
二五三、六四〇円	二三三、五六二円	る者 修士の学位を有す
二三七、九七六円 一九九、	二〇九、九一四円	る者 学士の学位を有す
一九九、三一六円	一八三、五二二円	を有する者と対象を有する者の称号を有する者の対象を

給料の月額は、 平成二十一年四月一日現在のものです。

その他

注

- 必ずその旨を山口県教育庁教職員課 (電話〇八三-九三三-四五五〇) に連絡して 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、
- てください この試験について不明な点がある場合には、 山口県教育庁教職員課に問い合わせ

ください



# 山口県選挙管理委員会告示第四十九号

投票のできる介護老人保健施設を次のとおり指定した。 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条の規定により、

平成二十一年五月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正

所 指 定 年 月

か熊毛 介護老人保健施設なごや 周南市高水原二丁目七番二一号

平成二、

四、二八